

中村区防犯対策助成事業

特定犯罪被害者

令和5年11月20日改正

助成金額

最大 **5,000**円

特殊詐欺 侵入盗 自動車盗 自転車盗

の被害に遭われた被害者に、
防犯対策を実施した費用を助成します！



助成対象者

令和5年1月1日以降に

特殊詐欺、侵入盗、自動車盗、自転車盗の被害に遭った被害者

(以下、「特定犯罪被害者」とする。)(未遂を含む。)で、以下に該当する方

- (1) 中村区に住所があり、現に居住している者
- (2) 中村区内に所在し、すでに利用されている会社事務所、店舗等の事業所、または賃貸共同住宅等の経営者
- (3) 自動車盗又は自転車盗被害者で、被害場所が中村区内の者

※ 被害発生日が規定日以降であり、認知日ではない。 ※ 令和5年1月1日以降に実施した対策であること

※ 同助成事業の自主防犯対策に係る助成、特定犯罪の被害者に対する助成合わせて1世帯1回のみ

助成金額

被害に遭った犯罪の防犯対策に要した経費(消費税及び地方消費税の額を含む)の合計の、
1,000円未満の端数を切り捨てた金額を助成します。ただし、上限を5,000円とします。

助成対象となる防犯対策は裏面のものに限りです。

申請方法

～助成期間 令和5年8月1日～令和6年3月29日まで(予算に達し次第終了)～

以下の必要書類を中村区連合防犯協議会事務局に提出し、助成金の申請をしてください。

- ・ 中村区防犯対策助成金申請書 (事務局でもお渡しできます)
- ・ 令和5年1月1日以降に実施した防犯対策に係る経費と対策の内容が分かる書面等 (領収書やレシート、電子領収書等)
- ・ 防犯対策を実施したことが分かる写真や電子データ
- ・ 申請者の身分が明らかになる身分証等

※被害者の同居親族の申請を可としますが、同居親族であることが分かる身分証等を提出してください。

お問い合わせ ☎052-452-0110(内線262・263)

中村区連合防犯協議会 〒453-0015 名古屋市市中村区椿町17番9号(中村警察署内)

(申請の受付は土日祝日を除く、平日の午前9時から午後4時まで) 協賛 中村警察署生活安全課

助成対象となる特定犯罪の防犯対策

実施した防犯対策

※被害に遭った犯罪の防犯対策のみ（同一犯罪対策内は複数の対策の合計による申請可）

録画機能付き防犯カメラの新規設置（※下記条件を満たすこと）

- 被害に遭った犯罪の防犯対策のために設置すること。
- 外部記録媒体等に録画映像を記録し閲覧できること。
- ※ダミーカメラ、記録機能のない防犯カメラは対象外
- 不審者等を撮影録画できる防犯機器であること。
- 愛知県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守していること。

特殊詐欺対策 ※下記に記載のものに限る

録音機能、警告機能又はその両方を有する固定電話機（被害防止機能付き電話機）の新規取付

固定電話に取り付ける防犯対策電話録音機の新規取付

侵入盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

防犯フィルム	補助錠
防犯砂利	ガードプレート
サムターンカバー	人感センサーライト
警報機 ※窓ガラスや玄関ドアに取り付けるもの	録画機能付きインターホン
面格子	防犯ガラス

自動車盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

ハンドル固定装置	タイヤロック
ナンバープレート盗難防止ネジ	後付け車両追跡装置
後付けイモビライザー	後付け警報装置
人感センサーライト（駐車場に設置）	後付けの不正信号をシャットアウトするセキュリティシステム

自転車盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

後付け施錠機器（ワイヤー錠、チェーン錠等）
固定式サイクルスタンド、サイクルポール

【助成対象とならない経費の例】

- ・リースによる防犯対策費用
- ・ホームセキュリティ等のサービス契約費用
- ・護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）の購入費用
- ・鍵の交換費用
- ・防犯対策以外の目的を有するものの購入費用
- ・配送料

詳しくはホームページで。（愛知県警察公式HP 中村区防犯対策助成事業ページへ）→

